

検察の再生に向けた取組の実施

(単位:百万円)

平成25年度予算(案)

	H25	前年度予算	増△減
	848	(974)	△126
○ 取調べの録音・録画装置等整備経費 録音・録画装置等を整備し、取調べの録音・録画の試行を円滑に行う。	608	(704)	△96
○ デジタルフォレンジック体制整備経費 電磁的記録媒体の証拠価値を保全するための複写装置やデータの復元・解析を行う機器等を整備し、客観的証拠の収集・分析等を専門的に行う。	213	(231)	△18
○ 捜査連携機器整備経費 テレビミーティングシステムを活用して、事件の報告・指導体制を構築する。	8	(16)	△8
○ 分野別専門委員会等設置経費 特殊過失、法科学、国際分野、金融証券、組織マネジメント、知的障がい、刑事政策(平成24年度新設)の各分野における外部専門家から意見を聴取する体制を構築し、検察の組織としての専門的知見の蓄積と向上を図る。	5	(5)	0
○ 検察運営セミナー経費 初任検事正を対象とした研修につき、人材育成、組織マネジメント等の各分野において活躍する有識者を講師として招き、検察幹部に必要な行政的見識及び管理能力を修得させる。	1	(1)	0
○ 新たな刑事司法調査研究経費 今後の刑事司法制度の在り方を検討するため、諸外国における刑事司法制度及びその運用の実情を直接調査する。	13	(18)	△5

第 号

請 求 書

決議印	裁 判 所 検 察 審 査 費 検 察 審 査 員 旅 費

東京第三検察審査会 御中		請 求 者	住 所	
支 給 決 定			[Redacted]	
平成 21 年 7 月 7 日			氏 名	
検察審査会長		[Redacted]		[Redacted]
被疑者 [Redacted] に対する [Redacted] 被疑事件 に つきなされた検察官の不起訴処分の当否に関する審査事件について 検察審査員として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。 平成 21 年 7 月 7 日				
出 頭 年 月 日			出 頭 場 所	
[Redacted]			東京第三検察審査会	
請 求 額		8,110 円		
内 訳	金 額	事 由		
	7,310 円	日 当 [Redacted] 日分		
	円	宿 泊 料 泊		
	800 円	自 [Redacted] 至 日比谷 間 鉄道賃		
	円	自 [Redacted] 至 [Redacted] 間 車 賃		
	円	自 [Redacted] 至 [Redacted] 間		
計	8,110 円			
上記の金額を領収しました。 氏 名 [Redacted] (印) 平成 年 月 日				
備 考				

67962

第

号

請 求 書

決議印

裁 判 所
検 察 審 査 費
検 察 審 査 員 旅 費

東京第三検察審査会 御中		請 求 者	住 所	
支 給 決 定			[Redacted]	
平成 21 年 8 月 5 日			氏 名	
検察審査会長 [Redacted]		[Redacted]		[Redacted]
<p>検 察 審 査 会 法 第 1 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 検 察 審 査 会 議 に 検 察 審 査 員 と し て 出 頭 し た か ら 下 記 の と お り 旅 費 を 請 求 し ま す。</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 8 月 5 日</p>				
出 頭 年 月 日			出 頭 場 所	
[Redacted]			東京第三検察審査会	
請 求 額		6,260 円		
内 訳	金 額	事 由		
	5,740 円	日 当 [Redacted]		
	円	宿 泊 料 泊		
	520 円	自 [Redacted] 至 日比谷 間 鉄道賃		
	円	自 [Redacted] 至 [Redacted] 間 車 賃		
	円	自 [Redacted] 至 [Redacted] 間		
計	6,260 円			
<p>上 記 の 金 額 を 領 収 し ま し た。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ①</p> <p style="text-align: right;">平 成 年 月 日</p>				
備 考				

9591

二階氏秘書の「不起訴不当」 西松建設パーティー券問題で検察審

2009/07/22 朝日新聞 夕刊 15ページ 268文字 書誌情報

西松建設がダミーの政治団体経由で二階俊博・経済産業相側のパーティー券を購入していた問題で、東京第三検察審査会は22日、東京地検が政治資金規正法違反容疑での告発を不起訴処分（嫌疑不十分）としていた二階氏の秘書について「不起訴不当」の議決をしたと発表した。議決は21日付。同審査会は議決の理由で、「捜査が尽くされているとは到底言えない。パーティー券を本人の名義以外の名義で購入した側のみを処罰するのは納得できない」とした。

改正検察審査会法では、検審が2度「起訴相当」の議決をすれば強制的に起訴されることになったが、今回は当てはまらない。

西松建設献金事件：パー券問題、二階氏秘書の不起訴不当議決

2009/07/22 毎日新聞 夕刊 8ページ 333文字 書誌情報

自民党二階派（会長・二階俊博経済産業相）の政治団体「新しい波」が西松建設からダミーの2団体名義でパーティー券代計340万円を受領した問題で、東京第三検察審査会は21日付で、政治資金規正法違反容疑で告発された二階氏の秘書を不起訴（嫌疑不十分）とした東京地検特捜部の処分（6月26日付）について「不起訴不当」と議決した。

特捜部によると、秘書は西松にパーティー券を持ち込み購入を依頼したとされる。議決書は「捜査が尽くされているとは到底言えない、との印象が強い。強い政治不信が見られるという政治状況を踏まえると、パーティー券を購入した側（西松側）のみを処罰するのは納得できない」とした。起訴相当の議決が2回続くと起訴されるが、不起訴不当には法的拘束力はない。【岩佐淳士】

パーティー券問題 二階氏秘書不起訴巡り不当議決／東京第三検察審査会

2009/07/22 東京読売新聞 夕刊 15ページ 231文字 書誌情報

自民党二階派の政治団体「新しい波」が西松建設のダミー団体にパーティー券を購入してもらっていた問題で、東京第三検察審査会は、東京地検特捜部が政治資金規正法違反で不起訴（嫌疑不十分）とした二階俊博・経済産業相の秘書について、不起訴不当とする議決を出した。議決は21日付。

市民団体「政治資金オンブズマン」（大阪市）のメンバーらが審査を申し立てていた。議決は「捜査が尽くされているとは到底言えない。パーティー券を購入した側のみを処罰するのは納得できない」としている。

検察審査会法の一部を改正する法律案〔概要〕【未定稿】

1 検察審査会議の会議録における記載事項の法定及び全ての発言の記載

現行法では、記載事項が法定されておらず、また、逐語的な会議録となっていない。



検察審査会議の会議録には、次に掲げる事項のほか、会議に出席した者の全ての発言を記載しなければならないものとする。

- ① 会議をした検察審査会の名称
- ② 会議の日時及び場所
- ③ 会議に出席した検察審査員等の氏名（官職がある者にあつては、官職及び氏名）
- ④ 会議を傍聴した補充員の氏名
- ⑤ 会議の議題
- ⑥ 会議において議決をした場合にあつては、議決をしたこと並びに議決の趣旨及び賛否の数
- ⑦ 会議において審査を行った場合にあつては、審査申立人の氏名又は職権による審査である旨、被疑者の氏名、被疑事実の要旨並びに不起訴処分をした検察官の官職及び氏名
- ⑧ ①から⑦までに掲げる事項のほか、検察審査会長が特に記載を命じた事項

2 検察審査会議の開催の状況に関する事項の公表

現行法では、検察審査会議の開催の状況が公表されておらず、検察審査会が実際に活動しているかどうかをチェックすることができない。



検察審査会は、検察審査会議を開いたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならないものとする。

- ① 会議をした検察審査会の名称並びに会議の日時及び場所
- ② 会議に出席した検察審査員等のそれぞれの人数
- ③ 会議を傍聴した補充員の人数
- ④ 会議の議題
- ⑤ 会議において審査を行った場合にあつては、議決の有無

3 審査補助員の増員

現行法では、審査補助員の数は1人と法定されているため、審査補助員の中立性・公正さが確保されにくい。



- (1) 審査補助員の数を2人以内とするものとする。
- (2) 検察審査会は、再度の不起訴処分の審査を行うに当たっては、審査補助員を2人委嘱しなければならないものとする。